

町田市地域包括支援センター運営事業評価実施要領

第1 目的

この要領は、町田市に設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う事業の質の向上を図ることを目的として、町田市地域包括支援センター運営事業評価（以下、「事業評価」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、センターとは、次に掲げるものをいう。

- （1）町田市地域包括支援センター事業実施要領第4第1項に規定する区域を担当するセンター（以下「高齢者支援センター」という。）
- （2）在宅医療・介護連携機能強化型のセンター（以下「医療と介護の連携支援センター」という。）

第3 事業評価の内容

（1）高齢者支援センターの事業評価

市は、町田市地域包括支援センター運営事業委託業務契約書・仕様書等に定める業務の実施状況について「高齢者支援センター事業評価表」（様式1）を用いて評価を実施する。

（2）医療と介護の連携支援センターの事業評価

市は、町田市在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター運営業務委託契約書・仕様書等に定める業務の実施状況について「医療と介護の連携支援センター事業評価表」（様式2）を用いて評価を実施する。

第4 事業評価の手順

（1）センターによる自己評価

センターは、第3四半期終了時、事業の実施状況及び第4四半期の実施見込みを踏まえ、前条に定める様式により、自らその実施する事業の評価を行い、市に提出するものとする。

（２）各種報告書及び実地調査等による実績の確認

市は、事業評価に資するため、センター事業の実施状況について、各種報告書等により業務実績を確認するほか、必要に応じて実地にて記録等の調査を行う。

また、市は、必要に応じて、センター事業の利用者並びに関係機関を対象にアンケート調査を実施し、その結果を事業評価に活用することができる。

（３）ヒアリングの実施

事業評価に資するため、地域包括支援センター運営協議会（以下、「運営協議会」という。）の委員３名程度、高齢者支援課長及び高齢者支援課高齢者総合相談担当課長が、センターに対し、第１項及び２項の状況を踏まえて、次の事項についてヒアリングを行う。

ア．センターの自己評価が適正に行われているか

イ．自己評価を行うことにより抽出された課題や効果的な取組

ウ．その他、事業評価に資するために必要な事項

（４）評価の確定

市は、前項のヒアリングの結果を踏まえて、センターが行う事業について評価案を作成し、運営協議会の承認を得たうえで評価を確定するものとする。

第５ 評価結果の通知

市は、確定した評価結果及び内容について、センターに通知するものとする。

第６ 事業への反映

市は、評価において改善すべき点が認められた場合は、当該センターに対して改善を求めるものとし、センターは、事業実施の際に評価結果を反映させ、より効果的な実施に取り組むものとする。

また、評価を通じて市が行うセンター運営事業の内容や運営に関する事項に改善すべき点が認められた場合は、市は、その改善に取り組むものとする。

附 則

この要領は、２０１８年１２月１日から適用する。

附 則

この要領は２０２０年４月１日から適用する。

附 則

この要領は２０２３年４月１日から適用する。